地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年6月26日

横浜市契約事務受任者 環境創造局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要 六浦ポンプ場放流渠緊急補修工事
- 2 履行(納品)場所 金沢区六浦四丁目5番15号
- 3 契約日 令和4年10月7日
- 4 履行日又は履行期間 令和4年10月7日から令和5年5月31日まで
- 5 契約金額 ¥100,441,000.-(うち消費税及び地方消費税額¥9,131,000.-)
- 契約の相手方(名称及び所在)奈良建設株式会社代表取締役 植本 正太郎横浜市港北区新横浜1-13-3
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

六浦ポンプ場の放流渠を点検調査した結果、コンクリート躯体の老朽化による鉄筋露出等が発見されました。放流渠上部には、鉄道が横断しており、万が一、崩落した場合は、安全運行に支障をきたす恐れがあり、排水機能が失われて排水区域が浸水し、市民生活に重大な支障を及ぼすため、緊急に対応する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

奈良建設株式会社は「令和4年度災害協力事業者名簿」の業者です。また工法協会に属していて本工事内容を施工する技術力を有しており、早期の対応が可能な事業者です

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している奈良建設株式会社と随意 契約を締結しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部南部下水道センター